平成２５年（フ）第２２０号
青森県黒石市大字内町61番地４
破産者　株式会社黒石タクシー
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
岩手県奥州市水沢区花園町１丁目４番10号
破産者　株式会社ビーエルハウス
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第５号
千葉県香取市大戸川419番地４
破産者　伊能　紳雄
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１８５号
岐阜県各務原市那加西市場町２丁目68番地
破産者　矢口　辰美
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３５６号
三重県桑名市大字東方320番地８　くわなハイツ306号、開始決定時の住所岐阜市日野北４丁目14番11号
破産者　佐藤　叡子
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２２号
広島市佐伯区三宅５丁目367番地11
破産者　前坂工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第４１号
長崎県諫早市馬渡町７番地74
破産者　株式会社県央ハウス
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第３９５号
静岡県袋井市堀越３丁目17番地の15
破産者　有限会社ヤマユウアイ
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
静岡県浜松市北区初生町1030番地の２
破産者　有限会社ナガノ
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６１１号
仙台市青葉区北山３丁目５番12号
破産者　有限会社武藤商店
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４２９号
静岡県磐田市南平松１番地４、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市中区小豆餅１丁目38番15―102号
破産者　株式会社エムファクト
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６２０号
名古屋市港区小碓１丁目521番地の１
破産者　株式会社知多実業
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９６号
名古屋市千種区四谷通１丁目12番
破産者　有限会社ドゥクール
1　決定年月日　平成26年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６１号
東京都八王子市犬目町268番地10
破産者　峯　　正市
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７１号
愛知県一宮市大毛字小山69番地の１
破産者　有限会社西武化学工業所
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１６３号
滋賀県甲賀市水口町山2619番地７
破産者　株式会社スミタシステム
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４８号
兵庫県尼崎市潮江３丁目３番16号
破産者　有限会社甲斐設備
1　決定年月日　平成26年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０４号
愛知県長久手市杁ケ池803番地　コートハウス30・302号
破産者　上江洌ひとみ（旧姓渋谷）
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８２５号
愛知県北名古屋市熊之庄古井255番地　薩南ビル202号、従前の住所名古屋市中川区江松２丁目401番地の１
破産者　セイルカンパニーこと　上窪　秀哉
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部